

宮城県では、外国人観光客の皆様が快適に観光を楽しめるよう、宿泊施設、観光集客施設及び特定の車両に対する無料公衆無線LANの設置や外国語表示等の整備、商店街等への免税手続き一括カウンター設置や免税店制度の活用を実施する事業者の皆様を支援します。

※無線LANとは、パソコンやスマートフォンで、ケーブルを使わずにデータをやりとりできる情報通信のネットワークのことです（似た言葉に「Wi-Fi」がありますが、ほぼ同じものと考えて問題ありません）。無料の公衆無線LANが宿泊施設や観光集客施設などに設置されていれば、日本国内で携帯電話回線の契約をしていない外国人観光客でも、快適にインターネットを利用することができます。

○補助の概要（詳しくは募集要領をご覧ください）

	無線LAN機器・外国語表示等整備	免税手続きカウンター整備・免税店制度活用
補助対象施設・団体等	宿泊施設、観光集客施設及び一般旅客自動車運送事業に使用する車	商店街振興組合や事業協同組合等の団体、商業等の事業を行う法人及び個人 ※大型チェーン店や仙台市内で実施される事業を除く
対象経費	・公衆無線LANの機器購入費及び設置工事費 ・ホームページや案内表示等の外国語表示にかかる経費	・免税手続き一括カウンター導入するために必要な経費 ・免税店となるために必要な経費 ・その他必要な機器の導入経費
補助率	対象経費の2分の1以内	対象経費の3分の2以内
補助上限額	・宿泊施設、観光集客施設：100万円 ・一般旅客自動車運送事業に使用する車両：200万円又は350万円	・手続委託型消費税免税店：300万円 ・一般型消費税免税店：50万円

募集期間	平成30年7月10日(火)から平成31年1月31日(木)の午前9時から午後5時まで（土曜、日曜、祝日等の閉庁日を除く） ※募集期間中であっても補助額が予算額に達した時点で、受付を終了いたします。
交付決定	交付申請書を受付順に審査し、随時交付決定の可否を通知
交付申請・問い合わせ先	宮城県経済商工観光部観光課 観光復興推進班（宮城県庁14階） 電話：022-211-2755 住所：〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

